

兵庫県障害福祉審議会第2回「まち・もの」分科会 議事録

1 日 時 令和2年2月4日(火) 9:30～11:30

2 場 所 兵庫県民会館7階鶴の間

3 議 題

(1) 事務局説明

①第1回「まち・もの」分科会課題協議結果表(資料4)

(2) まち・もの分科会(今回協議範囲)

①安全・安心な生活環境の整備(住宅の確保、移動支援等)

②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援

③防災、防犯等の推進

④その他(行政等における配慮、教育、芸術・スポーツ等)

4 内 容(議論項目別に発言を整理)

■事務局[資料4により説明]

①第1回「まち・もの」分科会課題協議結果表(資料4)

【意見】

■A委員

- ・意見整理用シートには、ハード系の課題を上部に、ソフトとか人の意識の問題を下部の欄に記入した。
- ・前回は公営住宅の話で、障害のある方たちにも安心して暮らせるように、という発言があったが、現在は公営住宅を新規に建築するというのは減ってきている状況。既存の公営住宅に目を向けると、結構バリアがあるものも多いが、1階住戸のみを改修するなどの事例を広め、公営住宅のバリアフリーについて進めていけたらと考える。(資料2(以下同じ)番号:1)
- ・資料の2の1ページ(該当部分)の右端欄の「行政内検証・課題」の欄に、セーフティネット住宅制度の登録がなかなか進まない、という課題が書かれている。一方で、財政的な理由などから公営住宅の戸数は減少しているという状況の中で、障害がある方々や住宅確保に配慮を要する方々の住むことができる住宅という面では、民間の賃貸住宅の役割が重要なものとなっており、セーフティネット制度の登録を進めていかないと住宅が確保しきれないという状況になってしまう。他の委員会等の議論を聞いていると、セーフティネット制度に登録する条件が厳しいので、なかなか登録が進まないというような話も聞いたことから、登録制度にどのような問題点があるのか等を検証し、実際に住宅を確保していくためにどうしていくか、という点も考えることが大切。(番号:2)
- ・福祉部局と、住宅の建築都市系の部局との連携という言葉がいくつか出てくるが、

それぞれの部局がしっかり連携してこそだと思うので、住宅系のところでもぜひ福祉と連携してくださいと言っているが、福祉からも積極的に連携が必要であり、一緒にやらないとできないよというようなニュアンスでぜひ書き込んでいただきたい。(住宅行政全般)

- 行政内検証において、ゆずりあい駐車場とかコミュニケーションボードの整備は進んでいるというような形で書かれているので、一定整備が進んできたものについては、実際にそれが利用できているかとか、活用できているかなどを点検しながら、次のステップに移るべき。(移動しやすい環境全般)
- 障害者施設の殺傷事件等を踏まえて、防犯性を高める議論や表現をする際に、そこをしっかりと閉じたらいいんだ(閉鎖空間とする)、というような形での守り方ではなくて、ちゃんと地域に開きながら守っていくんだというような対策が考えられたらいいなと思った。(番号：61)
- 学校施設のトイレの洋式化に係る記載があるが、学校施設は多くが避難所になると思うので、避難所になった際に、障害のある方々が使えるような位置に多目的トイレがあるか、など非常時の使い方みたいなものも含めた配置という面も意識していただけると、整備がよりうまくいくのではないか。(番号：223)
- 障害がある方がどこかに出かける際に、事前にいろんな情報を調べることは非常に多いと思うが、そこで単にバリアフリーの情報だけではなくて、具体的な映像や画像などでバリアを見ることができると、人によっては「このバリアは私は大丈夫」という方もいらっしゃると思うので、そういった事前の情報収集みたいなのがうまくできるような情報提供を行って欲しい。兵庫県では、福祉のまちづくり条例の中で、一定の規模の建物についてはそういう情報提示をするようにというルールがあるが、そのルールの対象にもっと多くの施設等が含まれればいいなと思った。(番号：11)
- いろんな美術館とか博物館で車椅子が置いてあるが、展示物が高すぎて車いすからは見えないなど、実際に調査すると楽しみにくい箇所があったりするので、単に移動できるだけではなくもう一步踏み込んだバリアフリーが進んでいけばよい。(番号：241)
- 兵庫県は面積的に広いことから、様々な面で県内の地域間格差も見受けられることが第1回の分科会でも議論されていたが、それによる住みにくさを各市町で解消できないのであれば、県として何らかの支援等ができないものか。(障害福祉全体)
- これは他の分科会のテーマだが、いろんな方とお話をしても、障害のある方への無理解とか偏見がまだ結構残っているな、と実感することがあることから、障害者への差別解消により一層取り組むべき。(参加分科会へ(差別解消))

■ B委員

- 公営住宅は、生活困窮の方が優先的に入居できるが、結果的に生活困窮の方や高齢者、障害者が固まった形で入居されることとなる。そこに、福祉的なコーディネートやアドバイスのような支援がないと、かえって公営住宅以外の一般の住宅などとは異なった差別などが生まれる可能性がある。つまり、公営住宅が障害者をはじめとした要配慮者のために政策的に確保されることは良いことだが、1棟丸ごと地域から孤立したり、

住宅内でも障害のある方だけが迫害を受けるケースなどを避けるために、何らかの人的な手だてが必要ではないか。(番号：1)

■ C委員

- ・公営住宅、民間住宅の双方とも、入居することがかなり難しい。入居したいと思っても、保証人がないから断られることが余りにも多く、働く先が見つかったとしても、暮らす場所がないので働き続けられないという方もおられる。これらのことから、障害者の入居にあたっては保証人がなくても、例えば県がその代わりにしてくれるなどの制度をもっとしっかりと制度化して欲しいと、非常に強く思う。(番号：1)
- ・県の公営住宅の保証人のハードルはまだ低いが、市町の住宅はハードルが高く、絶対に保証人がないとどんなことがあっても入れません、と言われることから、地域間格差また行政間格差も含めて協議をしていただいて、安定的な暮らしのために働き続けることができる環境としての公営住宅の入居要件の緩和をお願いしたい。(番号：1)
- ・行政内検証で、ひょうご安心賃貸住宅及びセーフティネット住宅の登録数が伸び悩んでいる、となっているが、その原因を検証し、早期に解消しないと住宅確保には繋がらない。(番号：2)
- ・私どもの施設も福祉避難所に指定されているが、その確保という点においては各市町も積極的にやっている反面、名ばかりの福祉避難所が多く、どの福祉避難所が指定されたなどの情報がほとんど出回っていない状況。また、県がモデル事業で行っている、災害時の個別支援計画の策定促進については、とても詳細な計画となっており、モデル化もされていて良いと思うが、取り組んでいない市町と取り組んでいる市町との間に大きな意識の格差があるように思える。これと同様に、福祉避難所においても、発災時の実際の動きなどに対する取り組みなどが訓練されていないように思えるので、市町間格差の解消も含めて取り組むべきだし、その際には、医療的ケアの必要な方の対応というのは特に書き記していただきたい。(番号：48, 49)
- ・消費者センターの対応はとても親切で、県との連絡・連携もかなり努力しているが、全国調査でここ数年知的障害の方と精神障害の方の消費者トラブルが激増していることが分かっている。よって、今でも様々な教育はしていると思うが、出前型の講座を行ったからおしまい、ではなく、知的障害者や精神障害者の方に繰り返し、繰り返し消費者教育をしていただきたい。(番号：64)
- ・高次脳機能障害の方などは入院中と退院後の状況が大きく異なることがあることから、入院中から退院後まで一貫して対応してもらえる相談窓口（県立リハビリテーションセンターの窓口がみんなに認識されているが、それ以外あまりない）、退院後もしっかり相談できる窓口の充実が必要。(番号：144)
- ・難病の相談体制について、行政内評価の欄に概ね順調とあるが、まだまだ十分ではないのではないか。(番号：157)
- ・矯正施設がある地域のハローワークには社会復帰促進部という部署があって、専門性のとても高いスタッフが多くいるが、外との連携がほぼなく、結果としてはその後の支援というのが更生施設しかない状況となっていることから、それらの職員と福祉支

援者が連携できるような体制づくりが必要。(番号：169)

- ・累犯障害者の社会復帰において、「必要な福祉サービスを受けて」となっているが、それを受けようとする、生活の場や働く場が確保できないとサービスは受けられないし、受けてもうまくいかないというような状況なので、ここでもやっぱり住宅確保ってというのは非常に大きな課題になってくるのではないか。(番号：170)

■ D 委員

- ・兵庫県社会福祉協議会が様々な団体とともに毎年県に対し、兵庫県の社会福祉政策への提言を行っているが、その中で重点提言「大規模災害に備えた支援体制の強化」としてあげている防災関係の2点を意見として記したが、是非これを次期計画の中に明確に位置付けて、取り組んでいただきたい。(意見提出の趣旨)
- ・障害者への支援を含む災害ボランティア活動のコーディネートを行う災害ボランティアセンターの役割は極めて重要であるが、現状では同センターの設置・運営は市町社会福祉協議会の自主的な取組みに位置付けられている。内閣府の見解では、ボランティアに関して税財源を活用した(つまり公費での)支援というのはふさわしくないという見解のようだが、同センターの設置・運営や災害ボランティア活動に必要な財源を確保するためには、災害救助法の支援対象とする必要がある。(番号：44)
- ・災害時の避難所、福祉避難所等における障害者への支援は重要な課題である。平成29年度に「兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク」が設置されたものの取組みの具体化が図られていないことから、現時点では、大規模災害発生に備えた情報の集約・発信の方法、派遣職員の招集、派遣チームの編成、派遣手順等について具体的な仕組みづくりが課題となっている。(番号：48)

■ E 委員

- ・障害がある方に対する様々な偏見などが残っていると感じており、その代表的なものとして障害者がある施設や住まいに対する地域住民からの反発があげられる。毎日新聞の調査として、全国各自治体に上記のような施設コンフリクトに対し、どう関わっていくべきかを問う設問を入れたが、結果的には主体的に関わるべきだ、という意見と施設設置事業者が解決すべき問題で自治体は主体的には関わるべきでない、という意見で半々だった。ただ、地域移行ということを計画の中に入れて進めていくという方向性を出すのであれば、施設コンフリクトについても対応すべき表現を入れるべきだ。(番号：103)
- ・早ければ2021年度から断らない相談支援をするということを厚生労働省が言っているが、それを行うには多くの分野との連携が必要になってくる。同様に住まいの確保支援についても保健・医療・福祉の分野だけでなく、住宅部局をはじめとした多分野の連携が必要。(番号：103)

■ F 委員

- ・精神科病院というのは、民間病院が9割を占めるため、地域移行や病床の減少、社会

的入院の解消などの議論は、民間病院の経営にも関わってくる。よって、医療法人などが、病床数を減らしたり、地域移行を進める際には、それらの法人がグループホームを作り易くするとか、そのような制度があれば、民間病院の方も地域移行を進めやすくなるのではないかと。精神科病院で障害福祉サービスを抱えているところはまだまだそんなに数多くないので、その辺も進みやすくするといいいのではないかと。(番号：4)【1回目の意見を再掲】

- GH 整備についての地域間格差があるが、県が GH などの少ない地域に障害者用の GH 等を作って、運営をどこかに任せるなどの工夫はどうか。(番号：101)
- 神戸大学の作業療法士の方、研究者の方々が中心に、総務省の研究費を使って、精神発達障害のある方の防災ワークショップと防災ハンドブックを開発している。全国調査によると障害のある方に対するわかりやすいハンドブックというものが非常に少なく、発達障害や精神障害がある方を対象にしたものはさらに少なく、3種類ぐらいしかないということで開発された。防災マニュアル等の作成を進めると書いてあったので、このような切り口のマニュアルもあるということで参考までに持参した。(番号：44)
- 軽度の知的障害の方や精神障害の方に対して、例えば携帯電話などの契約をする際に unnecessary サービスを付加されたり、出会系のサイトから支払いを求められたり、いろいろ物品を売りつけられるなど、その障害特性につけ込まれるような被害を聞いている。消費者センターに行って相談ということもできるが、もう少し幅広く啓発するという意味で、消費に係る啓発活動をいろいろな事業所でできるような仕組みづくりなどが、障害者の生活を守るためには必要ではないか。(番号：64)
- 触法障害者を受け入れる障害福祉サービス事業所同士で集まり、情報共有を図ったり、障害当事者の正確な情報(偏見等が入っていない)を共有することを目的に、事例検討などを行うことも有効ではないか。(番号：170)

■ G 委員

- 資料4の大項目1、中項目(3)の公共調達について、修正をお願いする。公共調達は、アメリカのリハビリテーション法508条の考え方を基にしており、公的機関がPCなどの製品を調達する際には、障害者が使用できる製品を調達しなければならないというもので、そういう面をきっちり評価していただきたい、という趣旨で発言した。(番号：直接項目なし)
- 国土交通省は、公営住宅については保証人は不要と言っているが、県や各市町の公営住宅に関する条例に保証人が必要という条項がある団体もある。法律の専門家に確認したところ、訴訟時には地方公共団体が負ける段階に来ていることから、そのような条項が残っている団体においては条例改正が急がれる。これらのことを計画においても掲載すべき。(番号：1)
- 県民が等しく、その人の状態に合った医療を受けられるような体制を整備していくという方向性を、計画に出して欲しい。(番号：141～146)
- 投票所のバリアフリー化とあるが、代理投票を依頼した際に立会人から仕切りも何も

ないところで「投票したい人に指をさして欲しい」と言われたり、立会人が良かれと思って候補者の名前を読み上げたりする現状がある。ただ単に車いすで投票に行ければバリアフリーができていっているのではなく、行政職員の意識も変えていかなければならない。(番号：173)

- ・兵庫県は 2024 年に川西に特別支援学校を開設する予定だが、この底流にはインクルーシブ思考の発想がないがために、障害がある子とない子を切り分け、障害がある子に特化した支援を行う特別支援学校の設置という方向に行ってしまう。障害がある人が、障害がない人と同じ場で過ごすことによって培われる生活の力は大きく、この発想を計画に盛り込んでいくべき。(番号：223)
- ・障害者虐待や障害者差別解消などの具体的な記述が資料 2 には見当たらない。差別解消の考え方が基本にあって、その上に様々な施策が展開されていることが分かるよう書き方を工夫して欲しい。(計画全体)

■ H 会長

- ・防災の問題や住宅の確保の問題について多くの意見を出していただいたが、触法障害者については、最近では相談支援事業所や障害福祉施設においても、触法障害者の方と触れ合わないことがないような状況になってきていることから、それらの方に対する支援者のための研修はより必要となってくる。(番号：番号：169)
- ・平成 14 年に通常学級の中に 6. 3% の発達障害を疑われる子供たちがいると言われていたが、平成 24 年の文部科学省の実態調査では 6. 5% とほとんど変わらない一方で、特別支援学級や特別支援学校の在籍児童数は 3 倍となっている。つまり、発達障害の子供たちは特別支援学級等に移行するとともに、これまで発達障害などが顕在化していなかった子供が 6. 5% に含まれている状態となっている。この結果を通常学級の中のバリアが大きくなったと判断するのであれば、この部分に対してアプローチがいる。つまり、通常学級と特別支援学級や特別支援学校とに区分するのではなく、極力通常学級で他の児童と一緒に教育を行うことをベースとすべき。(番号：223)
- ・以前は多くの発達障害のある子供を診察・診療していたが、学校や保育所の職員加配などのために医師の診断が必要となって職員から受診を勧奨されるケースが多い。そのあたりが根本的に見直されないと、手帳上、障害のある方がどんどん増えていくという問題が無くならないし、「障害者」に区別する考え方というのは、障害がある方もない方も同じという障害者差別解消法の精神が活かされていないように感じる。計画を策定する際にもベースとしてその精神等をきちっと押さえていく必要がある。(計画全体)

■ F 委員

- ・学校施設のバリアフリー化についてトイレの洋式化という表現があるが、学校のトイレは避難所のトイレにもなることが想定されることから、LGBT の視点に立って男女別のトイレの他に「誰でも使える」トイレやスペースの設置などもあれば良いのではないか。(番号：223)

■ H会長

- ・学校という環境は、すべての人が通る環境であることから、ご指摘の考え方や意識の変革というのは必要となってくる。それこそエレベーターがないからといって車椅子の子が就学を断られたりする現状というのがまだあるが、エレベーターが無いこと自体が問題だという議論をしなければならないのではないか。差別解消法が施行された際に、兵庫県庁の中で最も早くパンフレットを作ったのは県教委であり、そういう点からは差別解消に係る意識は一定あると思うが、市町村レベルの学校現場においてはなかなか職員の意識が変わっていない、という問題がある。(番号：223)

【まとめ】

①住宅の確保

■ H会長

- ・公営住宅などの借りやすさ、という部分について、保証人の問題が各委員より意見をいただいたが、G委員からは国交省の意見では、保証人については入居要件から外されている、とのこと。
- ・福祉部局と住宅部局や防災担当部局の連携というのが進んでいるか、という意見も出していただいたが、他に何か追加したり、修正意見などはないか。(特になし)

②移動しやすい環境の整備等

■ H会長

- ・このあたりは、特に意見がなかったが、改めて追加でご意見等はないか。

■ G委員

- ・兵庫県は、交通手段としてバスの利用が根付いているが、1997年の法改正によりバスの形状にかかわらず（ノンステップバスでなくても）安全に運送できる設備があるのであれば、車いすの方を乗車させなければならないことになっているが、ノンステップバスが来るまで待たされることが結構ある。ノンステップバスの導入などのハード面の整備だけでなく、上記のようなことはしてはいけないという運転手などに対する啓発など運用の面でも更なる努力が必要。(番号：6)

■ H会長

- ・駅のエレベーターや優先座席の利用について、後ろから車椅子の人が来てるのに、キャリアケースを持っている方々が先に乗ってしまうケースが見受けられる。バスの運転手だけではなくて、一般の人への啓発をどうするかという課題はある。

③アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進と障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

■ H会長

- ・マイクロソフト社などは、商品売り出す前に、必ず様々な障害のある人を雇用して、具体的に改良しなければならない部分はないかという観点から検証しており、苦情なり要望があった際には、すぐに対処できるような体制をとっている。これは海外の会社では当たり前で、法律等で義務づけられている。アクセシビリティについては、民間企業に関わる話が中心となり、行政としてはなかなか難しいかもしれないが、この部分は大事。まちづくりについては、何か意見はないか。(特になし)

④情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

■H会長

- ・意思疎通支援は、いわゆる視覚障害、聴覚障害だけの問題ではなくて、コミュニケーションの障害なども含めて問題になってくると思うが、意見はないか。(特になし)

⑤防災・防犯等の推進

■H会長

- ・防災防犯等の推進については、F委員より精神障害者等に特化した防災ハンドブック等の説明をいただいた。さらに、南海トラフに係る巨大地震が予想されていることなどから、防災関係の課題については、多くの委員からご意見をいただいているところ。D委員の方からも、社会福祉協議会からの提言ということで、かなり詳細にボランティアセンターの運営にかかる課題を出していただいたが、兵庫県災害福祉広域支援ネットワークの具体的な取り組みの話もあった。それから、厚生労働省の文書等にも医療的ケアという文言が大きく取り上げられているが、C委員の方から、災害発生時の避難所における医療的ケアの必要な方への対応マニュアルが整備されていないのではないか、という課題を指摘いただいた。その課題は、電源の確保すらできない状況になった際には、機械やデバイスの問題だけではなくて、医療職がしっかりした支援体制が組めるかというようなシステムの問題も含めて、重要な課題であると考えている。

■G委員

- ・福祉避難所の整理をする必要がある。恐らく行政は、「福祉避難所」という言い方を使っておらず、「2次避難所」という言い方をしているが、基本的には先ず1次避難所である地域の避難所に行き、そこでコーディネーター等にトリアージされて、2次避難所に行く流れのはず。しかし、どこが福祉避難所であるという情報が出回っていることから、自分の考えだけでいきなり2次避難所である福祉避難所に行く方が出てくると思うが、その人たちに対応できる適切なインフラを備えているのか検証するべき。
- ・阪神淡路大震災時に西宮市の福祉避難所のエレベーターは4時間で止まってしまい、その後動かなかった。古い福祉施設などは非常用自家発電が地下に設置され、津波等に対応できないことが予想されたりするが、福祉避難所に位置付けられる施設がその役割に対応した環境や設備を備えているかなど検証しなくてはならないのではないかな。
- ・私は、災害発生時には重度障害者（知的障害の方も含め）が如何に早く被災地域から

出ていき、落ち着いた環境の中での生活を確保するか、が重要だと考えているが、行政の防災計画はあまり地域外に移動させることは想定していない。これまでに被災地域に重度障害者がとどまって、避難所の設備不備や物資不足などで深刻な状況に置かれてしまうケースを見てきたが、2日でも3日でも早く被災地域外に移動させ、落ち着く環境を整えるために、各市町が近隣の市町と行政協定を結ぶなど、事前の準備が必要。行政協定等が締結されているとしても、より具体的にどのような障害者が来たらどのような施設に搬送するなど、詳細な事項を加えることも想定してはどうか。

■ H会長

- ・ 防災の問題は、国としても大きな課題になってきており、是非ここで意見をいただければ有り難い。最近、台風 19 号や大雨による水害などで、避難を余儀なくされるようなことが全国各地で発生しているが、医療的ケアの必要な人は支援している機関などと繋がりが深いことから、様々なところから駆けつけてもらえる傾向がある。しかし、自閉症等の発達障害の方などが取り残される傾向にある。つまり、日常と異なった環境で暮らしていけないことから、避難所にもなかなか入れなくて、結局、車の中で過ごすというのは、25 年前の震災の時とあまり変わらない状況である。これらの課題に対する何らかの手立てが必要と感じる。具体的にこうしたらいいというようなイメージはないが、環境の変化に弱いという障害特性がある方たちへのサポートをどうしていくか、ということは課題としてはあるのではないか。

■ F 委員

- ・ 福祉避難所の設置や、少し落ちつけるようなちょっとしたスペースづくりが大切だと感じている。防災ハンドブックの補足説明となるが、これは災害とはどんな種類があるのかとか、普段持ち歩ける防災グッズ、住環境で工夫できる点、ヘルプカードなどの使い方というものが記載されている。これは防災の準備物編であるが、単に渡すだけではなく、支援者が一緒にきちっと説明をしながら障害がある方に理解いただくことが重要。それとは別に地図編があり、数が少ないもので配布できなかったが、自分の地図を作ろうというハンドブックもある。これは、自分の通っている福祉事業所や職場、学校等から歩いて帰る際に、公共交通機関が止まり、歩いて帰らなければならなくなった時に、どういうルートを通って帰ったらよいかということを地図を使って、一緒に考えるもの。途中で立ち寄ることができる駅やコンビニなど、いろいろなところをチェックしながら、実際に通ってみて、通所先等から帰宅する際に困らないようにできることを目的として作成したもの。このようなものを活用しながら、福祉支援者や関係機関がそれぞれの利用者と実態にあった防災対策を行うことが、新たな防災意識の向上となるとともに、本人が混乱せず落ち着いて対応できるのではないかと考えている。(番号：46)

■ H会長

- ・ 防災に関する意見は多くいただいたが、防犯に関する追加の意見などはないか。

■ G委員

- ・私は自分の市で日常生活自立支援事業の担当であるが、携帯電話での支払い（お財布携帯機能）などは使い放題で、後日の請求時に金額を聞いてびっくりする、というような相談や知的障害を持っている方がセット割りという名の下にいろんなサービスを付加されているといった相談がよくある。国連は日本の成年後見制度はダメだと言っており、それを代替する意思決定支援の仕組みを作るよう日本に報告書等で求めている。我々が意見として言っていることは、日常生活自立支援事業の拡大・強化で、この事業としてやっていることは、障害者本人からの多岐にわたる相談に対応しているが、非常勤嘱託を1名雇うことが精一杯というのが実情。
- ・A委員が少し触れられたが、相模原の事件を受けて施設の防犯が議論されている一方で、部屋に施錠をすることは虐待に当たるとなっている。計画を策定するには、その矛盾が表出しないよう留意しなければならない。更に、重度の障害者を受け入れている施設も多くあるが、昔から引き続いた形で施錠等が続けられていないか、行政による監視が必要。

⑥その他

■ H会長

- ・触法障害者に関しては、矯正施設への入口の部分と出口の部分という分け方をした際には、入口のところが大きな課題があると感じている。つまり、障害の有無について、最初の入口の部分で確認されるとそれなりのサポートがあるが、発達障害や軽い知的障害の方は、そのまま「はいはい。」と言って、罪を認めたり、パニックを起こしたりというようなことがある。
- ・刑務所などは、遠いところに入れられることもあり、出口の支援（出所後の支援）をその障害者が住んでいた地域の相談支援や施設がなかなかできないことがある、と聞いたことがある。それらのことは、刑務所など矯正施設に入った際に、障害の存在を把握した場合には、出口支援のことも含めた配慮がそれらの施設には必要なのではないか。これらのことは、刑務所に入っておられる方の20数%が、IQが70以下というような状況の現在では、大きな課題だろう。

■ C委員

- ・資料2の行政内検証の欄に地域定着支援センターに係る記述があるが、そこではウィズが中心になって動いているような書きぶりだが、ハローワークには矯正施設を担当する職員が約2名おり、定期的に矯正施設に行き出所後のことなどの相談を受けるシステムがある。ところが、個人情報への壁が非常に高く、ハローワークから我々のような地域の支援機関に声をかけてもらって、一緒に動いていくことは難しい。ハローワークの職員の方の度量によるが、職員が地域につないでいこうという気があれば、地域の就労支援機関に繋がっていく。しかし、個人情報という面では、犯罪歴や障害特

性などのその方の詳細な情報が分からない。例えば、この刑務所に入っているから多分累犯の人だろうとか、初犯の人だろう、など、そこだけは分かるが、何の罪でどういう刑罰で入っているかというのが全然分からないので、それらの情報共有という面では、個人情報だから駄目というのではなく、何か共有できるような仕組みなどが欲しい。

- 仮出所もしくは満期終了などで刑務所から出所する際に、片道切符を渡して更生施設に送り出すが、その方が更生施設に行くか行かないかも確認しないところもあるので、もう少し丁寧に、移行先まで繋がったことを確認するまでの体制を行政間で構築できないか。入口のところの支援も必要だが、出口での配慮も行政間でもう少ししっかりできればよい。

■ H会長

- 刑務所の今の特徴や課題として、高齢化と障害のある方の多数化が挙げられるが、これらは国の解決すべき問題となるが大きな課題と言える。

■ D委員

- 一般的に刑務所から様々な形で出所し、地域での暮らし方や支援の仕方も様々なものとなっているが、例えば、在宅で観察処分になった子供に対し社会適応力を身につけてもらうために、家庭裁判所の方々がいろいろな社会資源と連携をして、子供たちのための活動をしたいという気持ちは持っているが、具体的に、地域の中のどういう機関とどういう連携をして、継続的にどのような活動していくのかということが、非常に曖昧な状況であるのが実情。このような問題は法務省の所管であることから、県としては中々計画に書きにくいかもしれないが、少し大げさに言えばこれからのあるべき社会としての姿を書けばよいのではないか。例えば、刑務所からの出所者の対応についてはウィズがやっている、とつい書いてしまうが、そこで実際に起きている現象や実情、本当の課題というものに着目してもう少し掘り下げた形で書いてみてはどうか。つまり、先ほど挙げた少年審判でも、社会に戻されて在宅での観察処分という形の子もいるが、そこに支援が届いていないうえに、たまたま障害があるというようなケースなどは、行政や民間の支援の狭間に陥っている形となっている。よって、県の計画でも、そういった問題に着目してこれからどうあるべきなのか、どう取り組むのか、ということを県の立場で書き、実際の支援や連携の実行をするのは、法務省かもしれないし、或いは事業として受託をされているウィズかもしれない。しかし、なかなか手が出しにくいことを看過するのではなく、大いに議論が巻き起こるかもしれないが、一度計画に書き込んでみて目指すべき社会を描くことは大切ではないか。

■ G委員

- ウィズは特別調整はできているが、一般調整はできていないのが現状。また、ウィズを全面的に前に出すと今度は市町が尻込みをすることも考えられる。C委員も言っていたが、大切なことは人。出所支援については、法務省管轄の部分が多いが、本人が

望む生活の形やそれに対する支援など、行政側と支援機関が連携していける場があれば、何でもかんでもウイズがする、という形ではなく、市町や相談支援機関などが連携して受け止めていくことになるのではないかと。

■ H会長

- ・ 県としては、きっと入口の部分と出口の部分にも力が入られる部分だと思うが、ただ、中心的な役割を果たす相談支援事業が減っているのではないかと。少しその分野の調査も含めてやって欲しい。相談支援事業の全国連絡協議会をやっているが、会費滞納の事業所や脱会の事業所が増えている。会費滞納の事業所に電話をかけると繋がらなくなることから、全国的につぶれている相談支援事業所が増えているのかな、と考えている。平成 30 年度の報酬改定が影響して収支が悪化していることから、次の報酬改定時に改善策等が考えられると思うが、障害福祉制度の根幹たる相談支援事業が青息吐息になっているのでこれに対する支援をお願いしたい。

以上